

令和7（2025）年度

「学習院大学大学院スカラーズ・ファンド」募集要項

企業・法人よりご寄付いただいた資金により、博士前期課程の学生のうち、経済的支援が必要で、学業成績および人物ともに優秀な学生を対象に、有意義な学生生活を送るための修学支援を目的とした給付奨学金です。

令和7年度は、高砂熱学工業株式会社、日本電設工業株式会社、株式会社三井住友銀行、及び匿名一社よりご寄付をいただいています。

1. 給付金額・給付期間

- ① 給付金額 年額 50 万円
- ② 給付期間 2 年間（最短修業年限、継続給付審査有）

2. 申請資格

- 学習院大学大学院博士前期課程Ⅰ年次に在籍する正規生であること
ただし在留資格が「留学」の者は対象としない
- 学習院大学の学部を卒業していること
- 家計基準を満たしていること（本紙P3をご参照ください）
- 他の奨学金との併用：他の学内奨学金・学外奨学金（併用制限があるものを除く）との併用は可能

3. 申請方法

- ① G-Port の奨学金申請機能から申請を行う。
※ログイン後、「学生支援」から、メニューの「奨学金申請」をクリックして、申請を進めてください。
※奨学金申請時に G-Port 上で必要項目を入力すると申請条件を満たしているか確認できます（申請書入力期間のみ）。
※一度申請が完了すると修正ができませんのでご注意ください。なお、修正がある場合は、提出時に学生課奨学金窓口にてその旨お伝えください。
【申請期間】10月24日(金)～11月13日(木)

- ② G-Port 申請完了後、必要書類を学生センター学生課に提出（郵送可）
【提出期限】11月13日(木) 16:30 まで（郵送の場合は必着）
【提出先・郵送先】

〒171-8588 東京都豊島区目白 1-5-1 学習院大学 学生センター学生課

4. 必要書類

①2025 年度学内奨学金申請書（G-Port 申請完了後に出力されます）※両面印刷

※「給与所得額」欄ではなく、「給与収入額」欄の金額を入力してください。

その他収入がある場合は下記のとおり合算してください。

- ・ 公的年金、失業給付金…給与所得欄に合算した金額を記入してください。
- ・ 不動産、配当所得、雑所得…その他欄に合算した金額を記入してください。

（事業・その他所得がマイナスの場合「0 円」として扱ってください。）

※「奨学金申請理由」の欄に、ご寄付いただいた下記の企業のうち、ご自身が希望する企業が
あれば、簡潔に理由を付した上で記入してください。なお、企業の選択による選考への
影響はありません。

- ・ 高砂熱学工業株式会社
- ・ 日本電設工業株式会社
- ・ 株式会社三井住友銀行

②父母の「課税証明書」または「非課税証明書」

（令和 7 年度のもの（令和 6 年 1 月～12 月分））

③特別控除の証明書類（該当者のみ）※本紙 P 4 をご参照ください。

6. 募集期間

10 月 24 日(金)～11 月 13 日(木)

7. 採用人数

企業ごとに 1 名（計 4 名）

8. 選考

12 月中旬に、G-Port にて採用結果をお知らせします。

9. 振込日

令和 8 年 1 月末

10. その他

奨学生は、年度末にレポートを提出すること。

【問い合わせ先】

学習院大学 学生センター学生課

Tel: 03-5992-1183

メール：gaku-off@gakushuin.ac.jp

受付時間：月～金 8:45～16:45

土 8:45～12:30(日曜日は閉室)

参考

【家計基準】※G-port 上で申請基準を満たしているか判定できます。

家計支持者（父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の年収・所得金額から控除額（家族構成、家庭事情等により異なる）を差し引いた金額（認定所得金額）が、収入基準額以下であることが必要です。

$$\text{総収入金額《A》} - \text{控除額《B》} = \text{認定所得金額《C》}$$

《A》税込み・家計支持者 2名分

《B》一般控除、就学控除、特別控除があります

※総収入金額《A》とは、家計支持者2名分の前年の税込総収入金額で、課税証明書に記載されている給与収入金額を指します。

※家計支持者 2名分とは

① 父母がいる場合	父母
② 一人親の場合 （両親が離婚している場合を含む）	父又は母（本人と生計をともにしている人）
③ 父母が両方ともいない場合	父母に代わって家計を支えている人（2人いれば2人）

収入基準額表

世帯人数	日本学生支援機構 第一種奨学金（貸与） 及び 第二種奨学金（貸与）	日本学生支援機構 第一種・第二種（貸与） 併用	学習院大学学費 支援給付奨学金	学習院大学 新入学生特別給付 奨学金	学習院大学 家計急変 奨学金
1人	日本学生支援機構発行パンフレット 「貸与奨学金案内」 「貸与奨学金の選考基準」のうち 「家計基準」のページを 参照してください。		94		
2人			148		
3人			171		
4人			186		
5人			201		
6人			212		
7人			220		
8人以上は1人増 すごとに右の金額 を減算			8		

※本奨学金は上記「収入基準額表」と同基準で判定を行います。

生計維持者の考え方は下記のとおりです。

(原則) 本人の学費や生活費を負担する人を指し、原則として父母がこれに当たります。

(例外)

I. 父又は母のいずれか(1名)を生計維持者とするケース	生計維持者
父母が離婚しており、別居している父又は母から一切の支援を得られない等、別生計となっている	日常的に学費・生活費を負担している父又は母
父又は母と死別し、再婚していない	左記に該当しない父又は母
父又は母が意識不明(精神疾患含む)により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母
II. 父母以外の人(1名)を生計維持者とするケース	生計維持者
父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族
III. あなたが生計維持者となる場合	生計維持者
社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた	あなた
あなたが結婚しており、配偶者を扶養している	あなた

【控除に関する証明書】

下記事項に該当する場合、年収・所得金額から一定の金額を控除した金額を認定所得金額とします。

母子・父子世帯 コピー可 [発行元] 市区町村役所

母子・父子世帯は99万円を控除します。

【提出が必要な書類】

発行から3ヶ月以内、世帯全員分の住民票(個人番号の記載のないもの)

障がい者がいる場合 コピー可

同一生計内の家族に障がい者がいる場合、障がい者一人につき99万円を控除します。

障がいの種類に応じ、以下の書類を提出してください。

【提出が必要な書類】

・要介護2～5級の介護認定者がいる場合：介護保険被保険者証等、要介護認定書類のコピー

※要支援者と要介護1級は特別控除されません。

・心身障がい者がいる場合：

身体障がい者手帳、療育手帳(愛の手帳・みどりの手帳等)のコピー

・原爆被爆者がいる場合：被爆者手帳のコピー

家計支持者が単身赴任で別居の場合 コピー可

主たる家計支持者が単身赴任で家族と別居していることにより、特別に支出している住居費等が控

除対象となり、71 万円を上限に控除します。学生本人分は対象ではありません。

【提出が必要な書類】

住居費（本人負担分のみ）、水道光熱費、家具・家事用品の実費に関する領収書

※1 万円未満の端数を切り上げた金額を控除します。

※通帳のコピーのみでは領収書と認められません。領収書の代わりとして通帳を提出する際は、その請求書・契約書も併せて提出してください。

※領収書は直近 3 ヶ月分を提出してください。水道光熱費に関しては、金額に加え、住所が記載されている部分もコピーしてください。

※住居費を会社が一部補助しているかどうかを確認するために、直近 1 ヶ月分の給与明細書を提出してください。

長期療養者（6 ヶ月以上）がいる場合 コピー可 [発行元] 医療機関

申請時現在において、同一生計内の家族に 6 ヶ月以上にわたり療養中又は今後、長期（6 ヶ月以上）で療養が必要と認められる者がいる場合は、以下の書類を提出することにより控除します。1 万円未満の端数は切り上げてください。

【提出が必要な書類】

病院・薬局・介護サービス提供事業所等で発行される医療費明細書又は領収書

※経常的に支出をしていることを証明するために、6 ヶ月分を提出してください。

※控除の対象となるのは長期療養している者の分のみです。

現時点での療養期間が 6 ヶ月未満で、今後長期で療養が必要と認められる場合は、医師等の診断書も併せて提出してください。

※控除額は、申請時までの支出金額を基礎として、今後の療養見込期間を考慮し、算出します。

領収書の原本を提出した場合、返却はできませんのでご注意ください。

過去 1 年間に被災、盗難被害を受けた場合 コピー可 [発行元] 消防署・市区町村役所・警察署

過去 1 年間に被災又は盗難被害を受けたために支出が増大したり収入が減少して、将来長期（2 年以上）にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合に控除の対象となります。1 万円未満の端数は切り上げてください。

【提出が必要な書類】

・火災、風水害、地震等の場合：「被災（罹災）証明書」（発行消防署、市区町村役所）、修繕にかかる領収書

・盗難の場合：「盗難届出証明書」（発行警察署）

【控除される費用】

・日常生活の必需品が被害を受けた場合：最低限度の衣料、家具の購入費、修理費等

・生産手段（田、畑、店舗等）が被害を受けた場合：長期にわたって収入減が予想される年間金額

※ただし、保険や損害賠償等によって補填された場合は控除額から除きます。また、被害額をそのまま控除するものではありません。